



回覧印座


# 建災防だより 4月号

令和2年4月1日

建設業労働災害防止協会香川支部  
〒760-0026 高松市磨屋町6-4

TEL : 087-821-5243 FAX : 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ : <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法 : 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)

- ◇ 新年度を迎えるにあたって
- ◇ 令和2年度の建災防香川支部 会員研修会中止のお知らせ (2面)
- ◇ 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のため、技能講習、安全衛生教育等の実施について (2面)
- ◇ 建災防香川支部令和元年度活動報告・令和2年度活動計画 (3~5面)
- ◇ 香川労働局、労働基準監督署の人事異動 (6面)
- ◇ 外国人労働者の安全衛生確保について (7面)
- ◇ 労働者の石綿健康障害の防止対策の強化 (7~9面)
- ◇ 行政等からのお知らせ (9~11面)
- ◇ 5~7月開催の講習日程 (11面~12面)



## 1. 新年度を迎えるにあたって

### 谷口支部長挨拶



新年度を迎え一言ご挨拶申し上げます。

まずは、今世界中で猛威をふるい我が国の市民生活・経済活動等に大変な状況を引き起こしている「新型コロナウイルス感染症」に対し感染防止にご苦労されている会員各位にお見舞い申し上げます。

全国の建設業における労働災害は長期的には減少傾向にあります。令和元年(令和2年2月末現在)の全国における労働災害発生状況は、死亡者数は全体で790人(全年同期比▲90人、10.2%減少)建設業では260人(全年同期比▲46人、15.0%減少)です。休業4日以上の死傷者数は123,130人(全年同期比

▲1,647人、1.3%減少)建設業では14,908人(全年同期比▲219人、1.4%減少)です。

香川県下においては、死亡者数は全体で5人(全年同期比▲3人)建設業では0人(全年同期比▲2人)です。休業4日以上の死傷者数は1,207人(全年同期比▲15人)建設業では137

人（全年同期比▲16人）です。

香川県における建設業の死亡災害は平成25年に“ゼロ”を初めて達成し、その後毎年2～3件発生していましたが、令和元年は再びゼロを達成しました。

一方、令和2年2月末の労働災害発生状況では、全国においては、死亡者数は全体で91人（全年同期比▲1人、1.1%減少）建設業では36人（全年同期比+4人、12.5%増加）です。休業4日以上死傷者数は10,738人（全年同期比▲24人、0.2%減少）建設業では1,341人（全年同期比▲46人、3.3%減少）です。

香川県下においては、死亡者数は全体で4人（全年同期比+3人）建設業では0を継続しています。休業4日以上死傷者数は114人（全年同期比+8人）建設業では18人（全年同期比+4人）です。

令和元年の労働災害は全国、香川県とも減少しました。死亡災害については大きく減少したものの、休業災害では減少幅は少なく、13次防の目標には遠く及ばない状況です。令和2年2月までの数字は前年比で増加しており、注意が必要な状態と思われます。令和2年度は「新型コロナウイルス感染症」予防対策の中で、現場から感染者を出さないという新たな、衛生活動が加わりますが、労働安全衛生の基本を守り、活動されるようお願いいたします。

## 2. 建災防香川支部の令和2年度会員研修会中止のお知らせ

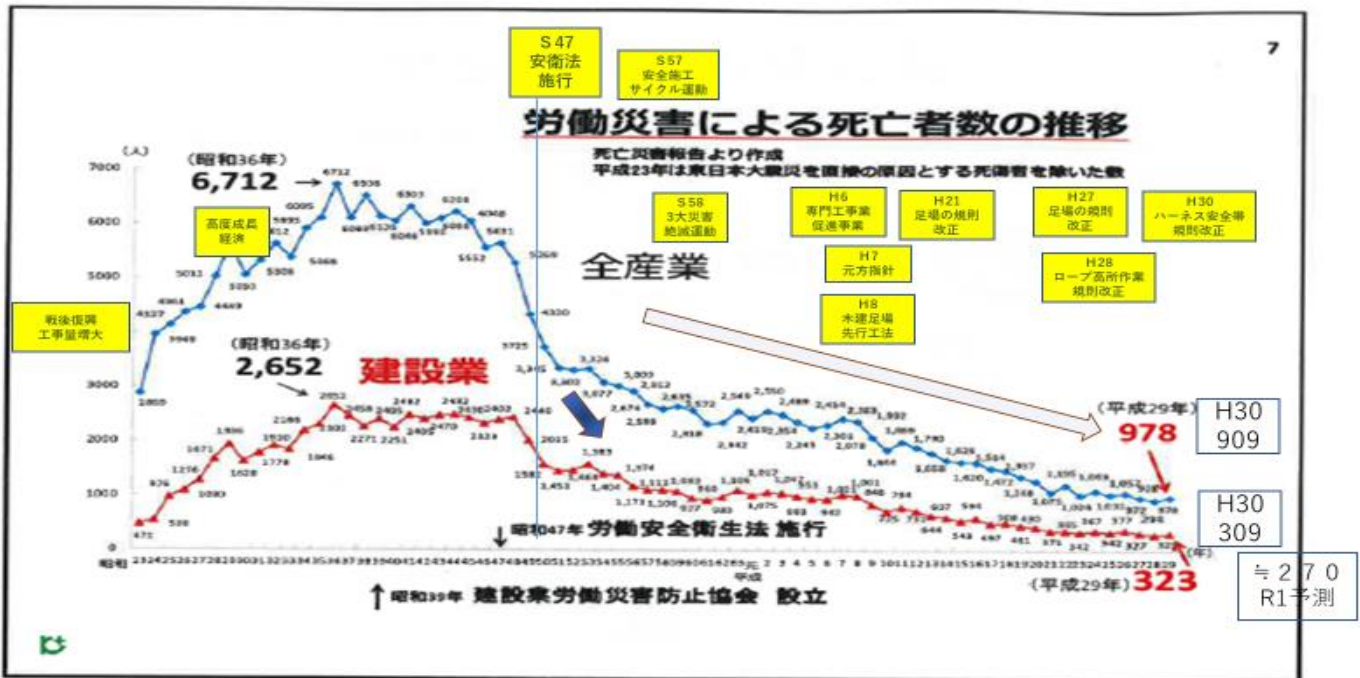
4月15日から28日にかけて5会場で開催予定にしていた令和2年度の会員研修会については、2月から猛威をふるっている「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のため、今年度は、周知会を中止します。そのため会員各位には、香川労働局、所轄監督署の周知書類、建災防からは、今年度の実施計画等の資料を取りまとめて、お送りいたします。会員各位には社内周知会をお願いいたします。大変残念ではありますがこの状況乗り越えるため、会員各位のご理解ご協力をお願いいたします。

## 3. 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止のため、技能講習、安全衛生教育等の実施についてのお願い

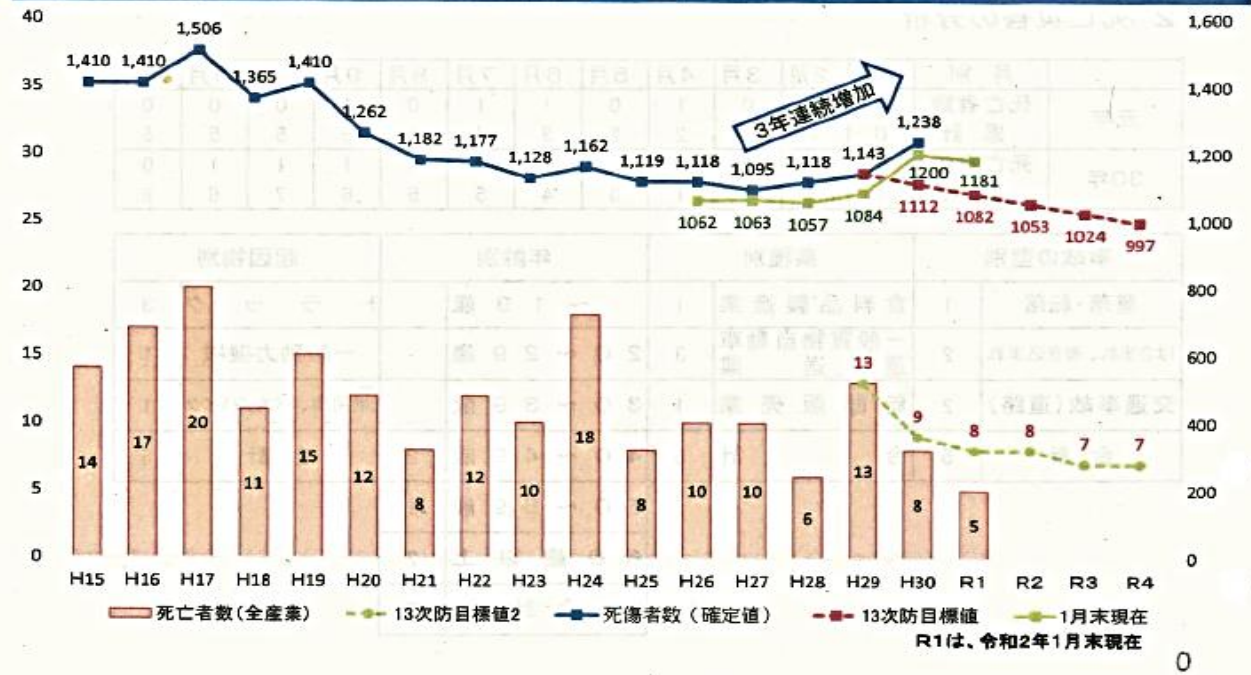
講習等を行うにあたり、いろいろな制約が必要になっていきますので、受講者の皆様にはご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。

- 講習会場ではできるだけ換気を行います。
- 席の間隔をとるため、定員を減らすことがあります。
- 講習会場へ入室の際は手指の消毒をお願いします。
- マスクは各自で用意してください。
- 講義中、講師もマスクを着用します。
- 受講予定者で発熱等の症状がみられる場合は、次回以降の講習に変更しますので、ご連絡ください。
- 受講中、体調が悪くなった場合は、次回以降に受講できることとしますので、会場の係員に申し出てください。
- もし、講師に感染の疑いが出た場合、講習を中止せざるを得ない状況になった場合は、その講習を中止又は延期することがあります。
- 講習会場が汚染されている恐れがある場合は、会場を変更することがあります。会場の確保ができないときは開催を延期します。
- そのほか様々なことでご迷惑をおかけすることがあると思われませんが、受講者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

#### 4. 建災防香川支部令和元年度活動報告令和2年度活動計画

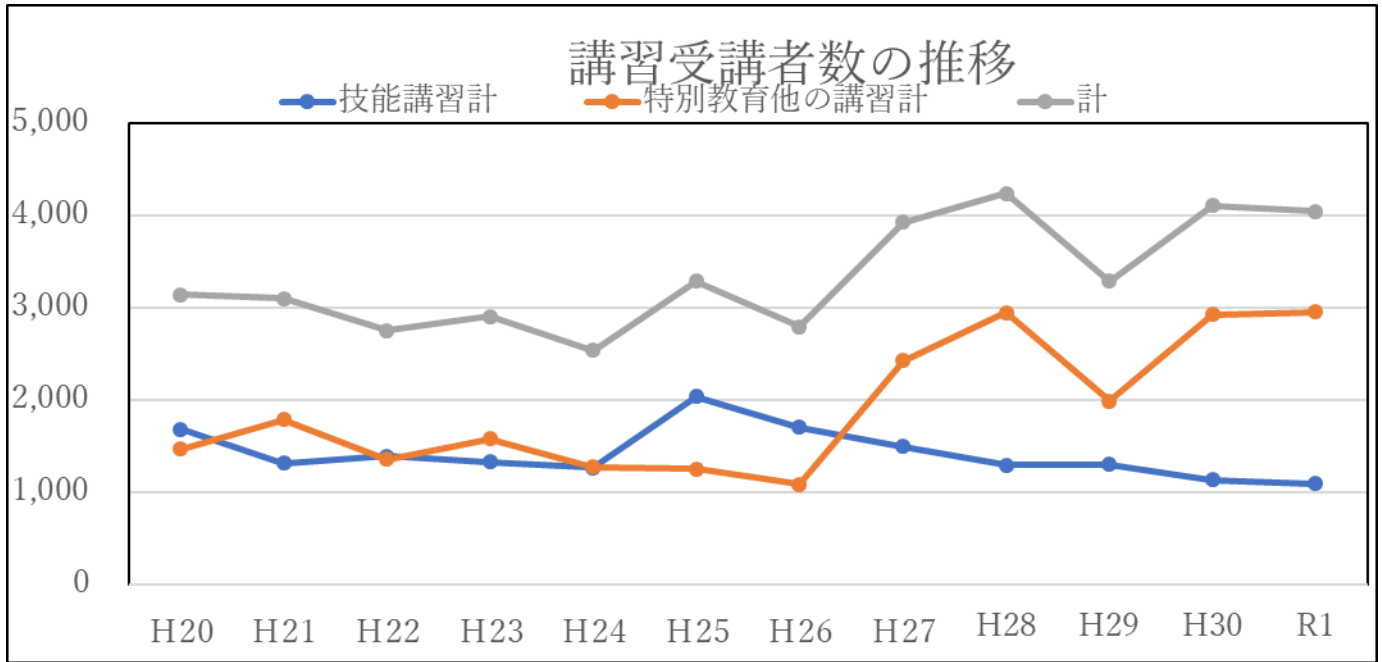


#### 香川県下の労働災害発生状況の推移



#### 建災防香川支部の役割

- 登録講習機関としての役割
- 建設業労働災害防止協会の香川支部としての役割
- 地元香川の建設業を支える専門工事業者の安全衛生教育のお手伝い



## 安全大会への講師派遣、安全パトロール、現場見学等

行 事	令和元年	平成30年
安全大会・研修への講師派遣 (建築・住宅系) (土木系) (ゼネコン、サブコン系) (自治体ほか)	79回	55回
安全パトロールへの参加 (木造建築パトロール) (各支部パトロール) (行政主催のパトロール) (会員企業のパトロール) (専門工事業現場パトロール) ほか	86回	63回
現場見学会を含む安全管理講習 (若者・女性現場管理者のための統括管理講習ほか)	4回	3回

7月 産業安全衛生大会

4月 会員研修会



6月 代議員会総会





若年現場施工担当者の安全管理講習 カリキュラム

日 時：令和元年9月13日（金）8：50 ～ 17：10  
場 所：香川地域職業訓練センター 2階  
主 催：建設業労働災害防止協会 香川支部

1. 科目：基礎講習 1

時間	教育科目	内 容	出席講師	時 間
8：50～9：00	1. 開講式		事務 長	30分
9：00～9：50	2. 建設業における安全管理	① 労働者の安全意識 ② 安全管理者の役割 ③ 現場管理について	高橋 長典	50分
10：00～10：50	3. 危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）	① 危険性とリスクアセスメント ② リスクアセスメントの目的と実施手順 ③ リスクアセスメントの方法と実施結果の確認 ④ 作業計画書のリスクアセスメント	尾崎 長典	50分
11：00～11：50	4. 物中対応	① 物中の役割 ② 物中の学習方法 ③ 物中の教育訓練	伊藤 啓彦	50分
目 録（40分）お弁当（時間）がなくなります。				
12：50～13：00	5. 災害事例研究（グループ研修）	① 1グループ6名程度に別けて、グループごとに設けられたケースについて協議する。 ② グループごとに発表する。	高橋 長典 田中 誠	130分
15：10～16：20	6. 88 計画の抽出	① 安全計画の抽出 ② 危険作業工程の抽出	江崎 隆夫	70分
16：30～16：50	7. 職種の転換式、能力差と働きぶり	メンタルヘルスに關して、	岩崎 博樹	20分
16：50～16：55	8. 監督センターからのお知らせ	香川県建設業労働災害防止協会 監督センター 産業保健専門員 依藤 隆	依藤 隆	5分
16：55～17：10	9. 閉講式	① 閉講式 ② アンケート記入 ③ 終了証の交付	事務 長	15分

6月、9月  
若年者研修

若年者及び女性現場担当者の  
安全管理講習会  
桜川ダム工事現場見学



11月  
現場所長研修での  
現場見学

丸亀市庁舎新築  
工事

多度津トンネル  
建設工事



12月  
合同表彰式



12月  
専門工事業安全大会

中小専門工事業者の安全衛生活動  
支援事業の現場安全パトロール

分会パトロール



## 5. 香川労働局、労働基準監督署の人事異動

香川労働局では、4月1日付で人事異動を実施されました。労働基準部を中心に、各監督署の幹部職員の方々をお知らせ致します。氏名の後に（○）とあるのは、今回異動された方々です。

### ◆香川労働局

(敬称略)

- ◇局 長 本間 之輝
- ◇総務部長 焼山 正信
- ◇労働基準部長 松本 和之 ○
  - ・監督課長 石川 修一郎 ○
  - ・健康安全課長 中山 智
- 主任地方産業安全専門官 辻 博文 地方労働衛生専門官 北原 久敬 ○
- 地方産業安全専門官 小山 正博
- ◇職業安定部長 大槻 一郎
- ◇雇用環境・均等室長 佐藤 真理子 ○

### ◇高松労働基準監督署

- ・署長 小松 良弘 ○ 副署長 西田 文明 ○
- 第一方面主任 榊原 修 ○ 第二方面主任 須藤 貴志 ○
- 第三方面主任 山本 憲司
- 安全衛生課長・地方産業安全専門官 丸田 覚 ○ 労働基準監督官 田中 均樹
- 労災課長 山田 寿美子

### ◇丸亀労働基準監督署

- ・署長 伊東 広光 ○
- 監督・安衛課長 横山 章広 ○ 労働基準監督官 藤本 剛志
- 労災課長 後藤 雅典

### ◇坂出労働基準監督署

- ・署長 角井 尚規 ○
- 監督・安衛課長 石井 暢樹 地方産業安全専門官 池田 真也 ○
- 労災課長 徳田 博子

### ◇観音寺労働基準監督署

- ・署長 村上 誠
- 監督・安衛課長 竹内 浩二 ○ 地方産業安全専門官 末澤 誠一 ○
- 労災課長 川田 久美子

### ◇東かがわ労働基準監督署

- ・署長 塩田 明美 ○
- 監督・安衛課長 水川 雄介 ○ 労働基準監督官 白石 隼也
- 労災課長 岩澤 貴代

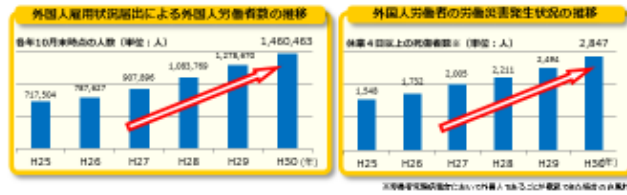
## 6. 外国人労働者の安全衛生確保対策について（香川労働局より）

### 外国人労働者の安全衛生確保対策

外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備

外国人労働者数の増加もあり、  
外国人労働者の労働災害は増加傾向

新たな外国人材の受入（特定技能）の開始  
外国人労働者数は更なる増加が見込まれる



外国人労働者が安全で安心して働く職場環境の整備が喫緊の課題

→ 外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう事業者に対する指導・支援が必要

令和元年度までの取組

第三次産業安全衛生確保対策費等の一部  
(令和元年度予算額 63,380万円)

- 視聴覚教材等の作成  
安全衛生教育用視聴覚教材の作成  
【業種】特定産業分野（14業種）  
【言語】10言語  
(英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、カンボジア語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、ネパール語及びモンゴル語)
- 安全衛生教育マニュアルの作成  
雇入れ時教育等に活用できる安全衛生教育マニュアルの作成・翻訳  
【業種】製造業、陸運業、商業、産廃処理業  
【言語】2～6言語  
(英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語)

令和2年度

外国人労働者安全衛生確保対策費【新規】  
(令和2年度予算額 13.5億円(1)～(4)+0.3億円(5))

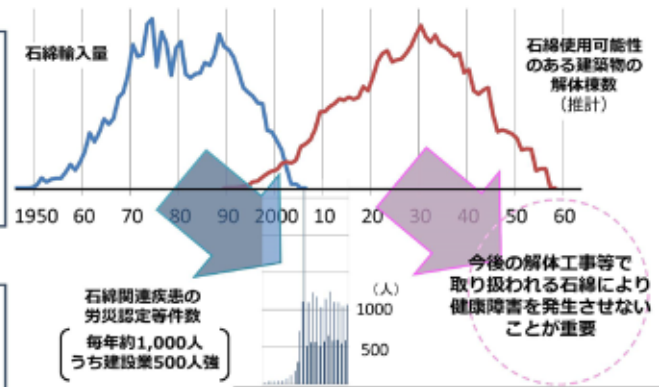
- 視聴覚教材等の作成・充実  
・安全衛生教育用視聴覚教材の作成等  
【業種別】陸運業、小売業…等  
【作業別】鍛造、鋳造、溶接、玉掛け、化学物質管理…等  
【危険有害要因別】クレーン、フォークリフト、化学物質…等
- 技能講習補助教材の作成  
・外国人労働者向け技能講習の促進→有資格者による安全作業を推進
- 非言語教育教材の開発等  
・VR技術を活用した危険体感教育用教材の開発
- 専門家による相談支援（外国人共生センター安全衛生班（仮称））  
・外国人労働者の安全衛生確保に関する相談窓口の設置  
・外国人労働者を雇用する事業場への安全衛生専門家による個別支援  
・外国人労働者に対して安全衛生教育を行う者を対象としたセミナー
- 外国人労働者向け安全衛生ポータルサイトの設置  
・上記（1）～（3）の教材・取組を周知するためのポータルサイト

## 7. 労働者の石綿健康障害の防止対策の強化（香川労働局より）

### 労働者の石綿健康障害防止対策の強化

#### 現状と課題

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定
- 石綿使用建築物の解体棟数は2030年頃のピークに向けてさらに増加
- 今後の石綿使用建築物の解体工事で石綿ばく露防止対策の強化が必要



#### 第13次労働災害防止計画(抜粋)（計画期間:2018年度～2022年度）

##### ○ 石綿使用の有無の調査を行う者の専門性の確保等の方策について検討




- ・建築物の解体等作業において石綿に関する事前調査を行う者の要件について検討
- ・建材中の石綿含有分析を行う者の要件について検討

○ 石綿に関する届出対象の拡大等により、事業者による石綿把握遅れ防止を徹底これまでの石綿含有の吹きつけ材、保温材・耐火被覆材・断熱材等がある解体改修現場のみ届出を義務づけていたが、石綿の有無にかかわらず、石綿が含まれている可能性が高い建築物の解体改修工事は労働基準監督署への届出の義務づけを検討し、必要に応じて、事業者の石綿把握遅れが疑われる現場への立入りを実施

##### ○ 石綿ばく露防止措置を講じない事業者、解体工13事の発注者等への対応策の検討 等



## 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会 中間取りまとめ【概要】

現行		見直し案（中間取りまとめ）	
<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材 	計画届 ※ +B1005 事前調査 作業計画 掲示 負圧隔離等	<b>レベル1</b> 石綿含有吹付け材 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事 <sup>※1</sup> が対象） 計画届 （レベル2も計画届） ※ +B1005 事前調査 ※ 調査方法を明確化 査検者による調査 調査結果の保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・保存 掲示 潤滑化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断 負圧隔離 隔離解除前の取り残し確認等	負圧隔離
<b>レベル2</b> 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※ 工事開始前 潤滑化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	<b>レベル2</b> 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事 <sup>※1</sup> が対象） 計画届 ※ +B1005 事前調査 ※ 調査方法を明確化 査検者による調査 調査結果の保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・保存 掲示 潤滑化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 隔離解除前の取り残し確認等
<b>レベル3</b> スレート、Pタイル、ケイ酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 	健康診断	<b>ケイ酸カルシウム板1種</b> <b>レベル3</b> スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材 事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事 <sup>※1</sup> が対象） 計画届 ※ +B1005 事前調査 ※ 調査方法を明確化 査検者による調査 調査結果の保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・保存 掲示 潤滑化 マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	隔離 ※ 負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事（年約20万件）及び請負金額が100万円以上の建築物の改修工事（年約200万件）  
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）；レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い  
 注：令和元年12月検討会で公表された事項

### エ 分析を行う者の要件の新設

- 事前調査における石綿の分析について、適切な能力を有する分析者が着実に育成・確保されるよう、石綿則において、分析者は一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者でなければならないこととする。
- 上記①の石綿則の見直しに併せて、分析を行う者の要件とする講習の運用上の考え方及び今後の対応方針を以下のとおりとすること。
  - 講習の内容は下表のとおりとすること。なお、分析方法によって用いる分析機器が異なることから、少なくともどちらか一方の分析方法に係る講習を受講するものとする。

#### <分析を行う者の要件とする講習の内容>

	項目	
鉱物・建材等に関する基礎的な知識	・石綿等に関する基礎知識 ・建材に含まれる材料の性質 ・建材の組成 等	
分析方法の原理と分析機器の取り扱い方法（座学）	・偏光顕微鏡を用いる分析方法の原理 ・偏光顕微鏡の操作	・位相差顕微鏡・X線回折装置を用いる分析方法の原理 ・位相差顕微鏡の操作及びX線回折装置の操作
分析機器ごとの具体的な分析方法（実習）	上記機器による定性分析方法 上記機器による定量分析方法	上記機器による定性分析方法 上記機器による定量分析方法

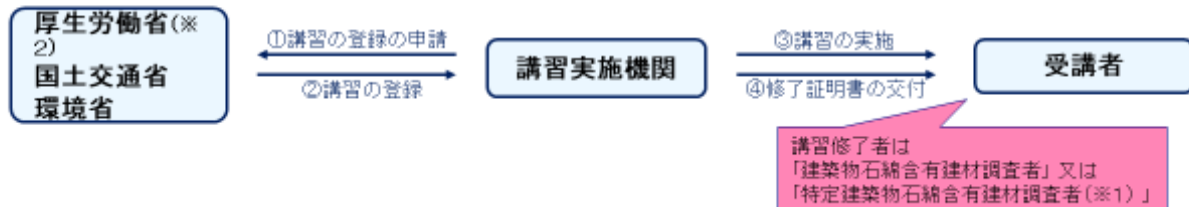
- 具体的な講習時間、講習カリキュラムについては、今後国において、専門家の意見も踏まえながら検討すること。



## 建築物石綿含有建材調査者講習登録制度について

- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国土省告示による旧制度を発展。)
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講資格の対象。

### 講習の登録制度



(※1)旧制度( H25国土省告示)の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす

(※2)登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 石綿作業主任者技能講習の修了者
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	レベル1、2、3(通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定)	

## 8. 行政等からのお知らせ

厚生労働省、国土交通省、建災防本部等からの通達・事務連絡の一覧です。詳しい内容につきましては発出元、建災防のホームページ等からご覧ください。

### (18) 死亡災害撲滅緊急要請について

香労発基 0323 第 1 号令和 2 年 3 月 23 日 香川労働局長

香川県下における令和元年の労働災害は、死亡者数が令和 2 年 2 月末現在の速報値で 5 人と前年より 3 人 (37.5%) 減少し過去最少となりました。また、休業 4 日以上死傷者数は、令和 2 年 2 月末現在で 1,207 人と前年同期比で 1.2% (15 人) 減少し、4 年ぶりに減少する見込みとなっています。

しかしながら、本年は 1 月～2 月の 2 か月間ですでに 4 人もの尊い生命が労働災害の犠牲となるなど、誠に憂慮すべき事態となっています。

つきましては、別紙のとおり死亡災害撲滅に向けた取組を要請いたしますので、傘下の会員事業場において、安全衛生活動の総点検、安全管理体制の充実、安全衛生教育の徹底等、基本的な安全活動が着実に実施されるよう周知、指導及び援助等をお願いいたします。

※同封資料をご覧ください。

#### (1) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正について

基発 0131 第 3 号令和 2 年 1 月 31 日厚生労働省労働基準局長

#### (2) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について (要請)

基安安発 0131 第 3 号令和 2 年 1 月 31 日 厚生労働省安全衛生部安全課長

- (3) 「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する件」等の周知について（協力依頼）  
基発0227第1号令和2年2月7日 厚生労働省労働基準局長  
アクリル酸メチル及びアクロレインについて
- (4) 技能労働者への適切な賃金水準の確保について  
国土入企第50号令和2年2月14日 国土交通省土地・建設産業局長
- (5) 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業等との取引に関する配慮について  
国総交第102号国土建整第121号2020213中第12号令和2年2月14日  
国土交通大臣 経済産業大臣
- (6) 建設工事標準請負契約約款の実施について（令和元年12月20日付国土交通省中建審第2号）の正誤表の送付について  
事務連絡令和2年2月18日 中央建設業審議会事務局
- (7) 建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドライン等の改正について（通知）  
国土建第463号令和2年2月20日 国土交通省土地・建設産業局建設業課長
- (8) 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について  
事務連絡令和2年2月25日 国土交通省土地・建設産業局建設業課長
- (9) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について  
事務連絡令和2年2月27日 国土交通省土地・建設産業局建設業課長
- (10) 完了検査の円滑な実施について  
国住指第3960号令和2年2月27日 国土交通省住宅局建築指導課長
- (11) 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針」（分野別方針）の改正について  
国土建労第1453号令和2年2月28日 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長
- (12) 建設工事標準請負契約約款の実施について（令和元年12月20日付国土交通省中建審第2号）の正誤表の再送付日について  
事務連絡令和2年3月2日 中央建設業審議会事務局
- (13) 建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について  
事務連絡令和2年3月10日 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長
- (14) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について  
国土建推第38号国土建整第132号令和2年3月31日  
国土交通省土地・建設産業局建設業課長 建設市場整備課長
- (15) 公共工事の代価の中間前払い金払及び既済部分払の活用並びに手続きの簡素化・迅速化の促進について  
事務連絡令和2年3月11日 国土交通省土地・建設産業局建設業課長

(16) 未熟練労働者の安全衛生教育マニュアル（警備業編）の送付について

基安安発 0311 第 1 号令和 2 年 3 月 1 1 日 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

(17) リスク評価結果等に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

基安安発 0312 第 1 号令和 2 年 3 月 1 2 日 厚生労働省労働基準局安全衛生部長

## 9. 5～7 月開催の講習予定

講習予定日	講習科目	講習会場
5 月 11 日(月) 12 日(火)	型枠支保工の組立等作業主任者	香 川 県 建 設 会 館
学:5 月 13 日(水) 実: 14 日(木) または 15 日(金)	小型車両系建設機械（3 トン未満）運 転 特 別 教 育	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タ ク テ ッ ク
5 月 21 日(火)	フルハーネス型安全帯特別教育	香 川 県 建 設 会 館
5 月 19 日(火) 20 日(水)	玉 掛 け 技 能 講 習	(学科・実技) タ ク テ ッ ク
5 月 21 日(木) 22 日(金)	職長・安全衛生責任者教育	香 川 県 建 設 会 館
5 月 25 日(月) 26 日(火)	足場の組立等作業主任者	香 川 県 建 設 会 館
学:5 月 27 日(水) 実: 28 日(木) または 29 日(金)	ローラー運転者特別教育	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タ ク テ ッ ク
6 月 2 日(火) 3 日(水)	玉 掛 け 技 能 講 習	(学科・実技) タ ク テ ッ ク
6 月 5 日(金)	フルハーネス型安全帯特別教育	香川県建設業協会西讃支部会館
学:6 月 9 日(月) 実:6 月 10 日(水) ～12 日(金) ※2 日間講習	高所作業車運転技能講習	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タ ク テ ッ ク
学:6 月 15 日(月) 実: 16 日(火) または 17 日(水)	小型車両系建設機械（3 トン未満） 運 転 特 別 教 育	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タ ク テ ッ ク
6 月 19 日(金)	熱中症予防指導員・管理者研修	香 川 県 建 設 会 館
学:6 月 22 日(月) 23 日(火) 実:24 日～26 日 ※3 日間講習	車 両 系 建 設 機 械 (整地・運搬・積込用、掘削用) 運 転 技 能 講 習	(学科) 香川地域職業訓練センター (実技) タ ク テ ッ ク
6 月 29 日(月) または 30 日(火) ※1 日講習	車 両 系 建 設 機 械 ( 解 体 用 ) 運 転 技 能 講 習	(学科・実技) タ ク テ ッ ク



講習予定日	講習科目	講習会場
7月2日(木) 3日(金)	職長・安全衛生責任者教育	香川県建設会館
7月6日(月) 7日(火)	<b>建築物等の鉄骨の組立等作業主任者</b>	香川県建設会館
7月8日(水) 9日(木)	石綿作業主任者	香川県建設会館
7月14日(火)	石綿使用建築物等解体等業務 特別教育	香川地域職業訓練センター
7月16日(木)	職長・安全衛生責任者能力向上教育	香川地域職業訓練センター
7月21日(火)	丸のこ等取扱作業の安全衛生教育	香川地域職業訓練センター
7月28日(火) 29日(水)	<b>足場の組立等作業主任者</b>	香川県建設会館
7月31日(金)	<b>フルハーネス安全帯特別教育</b>	香川県建設会館

- ・ **建災防香川支部のホームページが4月1日から新しくなりました。アドレスも新しくなっています。**
- ・ 講習の申込書は建災防のホームページからダウンロードできます。
- ・ 申込みの受付は先着順です。定員になり次第締め切ります。
- ・ **職長・安全衛生責任者教育及び小型車両系建設機械運転特別教育はすぐに定員になってしまいますので、事前に空き状況をお問合せください。**
- ・ **ゴシック太字の技能講習は、人材開発支援助成金対象の講習です。**

### 編集後記

戦前にも今のような労災保険制度はあったのだろうか。「昭和12年労働者災害扶助年報 厚生省労働局 昭和14年発行」によると、「労働者の業務上の傷病に対する扶助制度は、工場、鉱山においては「工場法」及び「鉱山法」により早くから行われてきたが、土木建築工事、土石採取業、仲仕請負業並びに鉄道、軌道、乗合自動車の運輸業等の諸事業における労働者の業務上の傷病に対しては何ら扶助制度の設けなかった。」とあり、内務省社会局で「工場、鉱山における扶助制度をこれらの諸事業にも拡張する必要を認め、調査研究し労働者扶助法案の成案を得たので、昭和3年1月第54帝国議会に提出した。しかるに同議会は解散、昭和4年1月第56帝国議会に提出し衆議院を通過したが貴族院において審議未了となった。」・・・「然し第56議会において同法案審議中、「全国土木建築請負業者联合会を中心とする事業主団体」は、これを国営保険となさんとする対案を掲げて同法案に反対し、」とあり、紆余曲折の後、「労働者災害扶助法は昭和6年法律第54号、同責任法案は同日法律第55号も持って公布せられ、昭和7年1月1日から施行されることになった。」とある。やっと建設業も認められたということだが、工場法は明治44年公布、大正5年施行であるから、ずいぶんと遅れたことである。しかし、これも、戦時体制で実態が不明になる。社会局の統計は昭和15年から22年までは無く、戦後、労働基準法によって復活することになる。この労働者災害扶助法の経緯については、加瀬和俊「労働災害扶助法の制定過程と土木請負業界：東京大学社会科学研究所紀要「社会科学研究第52巻第6号」に紹介されている。

この労働者災害扶助法で災害扶助者について、「扶助責任者は雇主たる事業主とである。・・・土木建築工事であって請負による土木建築工事においては元請負人を扶助責任者としている。」と明文化されており、元請け責任が我が国においては、戦前に定められ、戦後に引き継がれたといえる。(T.T)